

業務仕様書

1 業務名

札幌市外国人観光客通信環境状況調査業務

2 業務の目的

札幌市では外国人観光客をはじめとした来札者の利便性及び満足度の向上を図るため、平成27年度より、無料でインターネットの接続が可能となる「Sapporo City Wi-Fi」のサービスを開始し通信環境の整備を行っているところである。

サービスの開始からまもなく10年目を迎える中、今後の整備方針を検討するにあたり、外国人観光客がどのような利用シーンにおいて、どのような通信手段を用いてインターネットの利用を行っているのか、直近の傾向を踏まえたうえで行うことが必要である。

本業務は、外国人観光客が置かれている通信環境について、定量面および定性面から調査を行い、今後通信環境の整備を進めるにあたって取組の方向性を明らかにすることを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

4 業務内容

(1) 定量調査

- 外国人観光客が訪日時に利用シーン(例:SNSの利用、移動中の地図アプリの利用、動画の視聴、ビジネス利用)別に、それぞれどのような通信手段(例:宿泊施設・店舗のWi-Fi、公衆Wi-Fi、プリペイドSIM、モバイルルーター、ローミング)を用いているか調査を行う。併せてプリペイドSIMおよびモバイルルーター等のサービスや物品の購入・レンタルを伴うものはどこで調達を行ったかについても調査を行う。具体的な調査項目は提案および委託者との協議による。
- 対象とする外国人観光客は訪日中またはおおむね2年以内に訪日経験のある者とする。
- サンプル数は最低500件を実施すること。うち、韓国・中国・台湾地域についてはそれぞれ最低100件を確保すること。具体的な内容は提案および委託者との協議による。
- 調査の手法は対面、インターネットいずれも可とする。

(2) 定性調査

- 外国人観光客に対し、(1)にて調査する項目に加えて、訪日時に通信環境の面でどのような課題が生じたかについて調査を行う。具体的な調査項目については提案および委託者との協議による。
- 対象とする外国人観光客は訪日中またはおおむね2年以内に訪日経験のある者とする。
- サンプル数は最低50件を確保すること。具体的な内容は提案および委託者との協議による。
- 調査の手法は対面、インターネットいずれも可とする。

(3) 取組方策、方向性の提示

- ・(1)(2)にて調査を行った内容を分析し、直近の訪日客向けの通信環境サービスの状況を踏まえ、外国人観光客向けの通信環境整備のあり方について提言を行う。具体的な内容は委託者との協議による。

(4) 業務報告書の作成・提出

- ・(1)～(3)の業務の結果、業務報告書にまとめ委託者へ提出する。作成にあたっては事前に委託者と協議を行うこと。

5 業務報告等

ア契約後速やかに提出する書類

- (1)業務工程表(電子データ)

イ業務完了時に提出する書類

- (1)業務報告書 5部(編集可能な電子データも提出すること)
- (2)業務完了届 1部
- (3)参考資料一式

6 著作権

- (1)受託者は、委託者に対し、本件契約に基づく成果物(以下「本著作物」という。)に関連する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を、譲渡するものとする。
- (2)受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3)受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を検索したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものでないことを保証する。
- (4)本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

7 共通事項

- (1)業務の管理及び統括を行う責任者1名を配置し、委託者との連絡調整を確実に行うこと。
- (2)各業務の進行において、受託者は委託者と十分に打合せを行い、必要な事項について委託者から指示を受けること。
- (3)業務の履行にあたっては、法令、条例等を遵守し適正な取り扱いを確保すること。
- (4)本業務の履行において不明な点が発生した場合、または本仕様書に定めのない事項については、随時、委託者と受託者との間で十分な協議を行い、決定するものとする。
- (5)本業務の履行にあたり、事故やトラブル等が生じた場合は、速やかに委託者へ報告の上、受託者の責任において関係者へ誠実に対応すること。
- (6)本業務の履行に伴い受託者が提供を受けたデータ及び打合せ、資料、計画等の内容については、本業務の目的のみに使用し、第三者に提供してはならない。

- (7)本業務に付帯する作業については、本仕様書に明記されていない事項であっても履行すること。
- (8)成果物が本仕様書に反することが判明した場合、受託者は、納品後であってもデータの修正を行うこと。